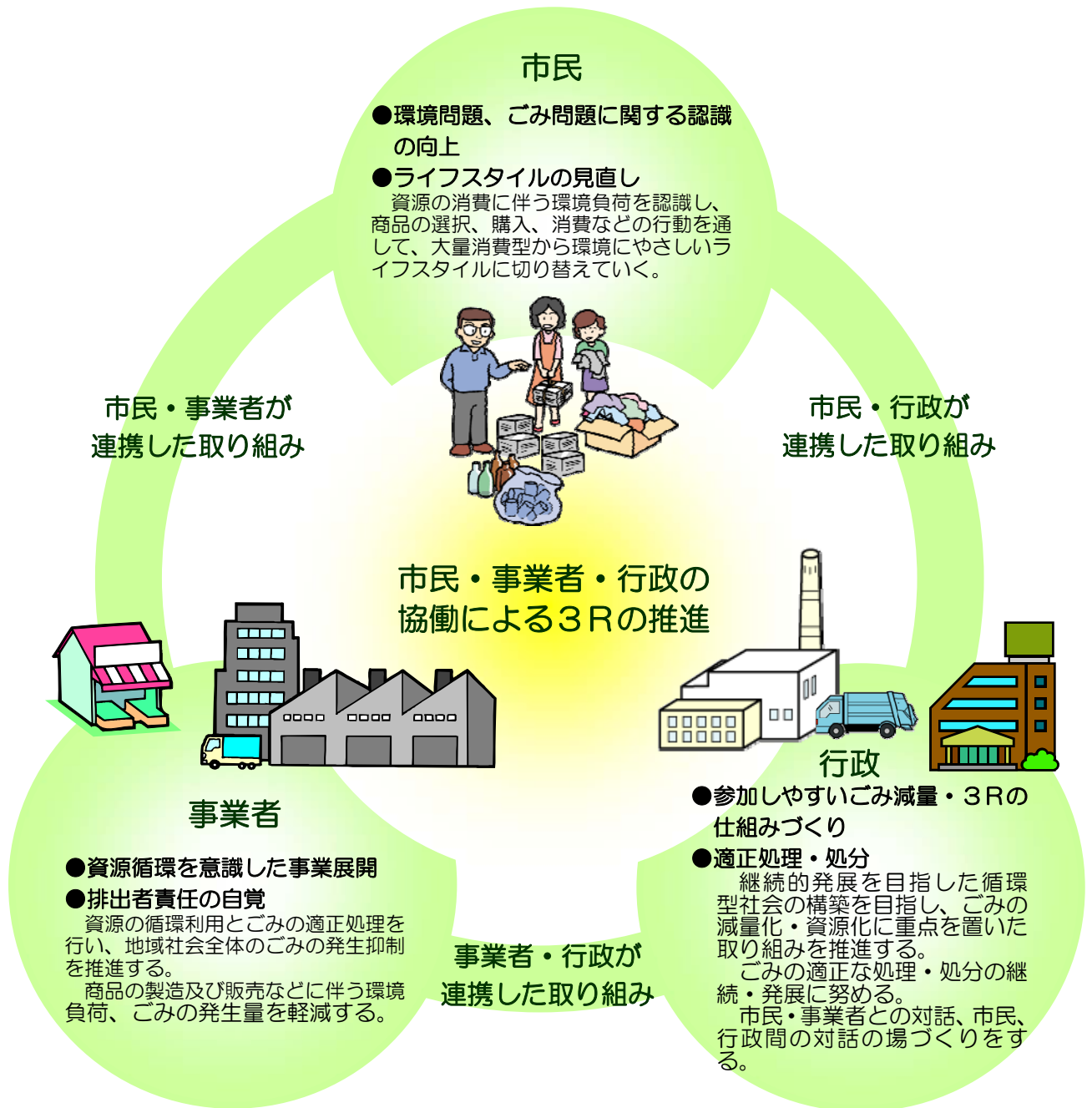


第5章 計画の推進に向けて

第1節 市民・事業者・行政の協働の取り組みと役割分担

市民、事業者、行政の協働の取り組みと役割分担を次に示す。



※ 3R : P.62 参照

図5-1 市民・事業者・行政の協働の取り組みと役割分担

第2節 ごみの発生抑制のための方策

(1) 家庭から排出されるごみの発生抑制

市民	事業者	市
①使い捨て商品はできる限り買わない ②リターナブル容器に入った商品を選ぶ ③買い物袋を持参する ④過剰包装を断る ⑤食材は無駄の無いように購入する ⑥エコクッキングの実践 ⑦食べ残しをしないようにする ⑧生ごみは水切りをして出す ⑨環境問題、ごみ問題に関する認識を高める（例：環境配慮に関するチェックリストの実行等）	【製造業者】 ①使い捨て商品の製造を控える ②商品の耐用年数の向上を図る ③詰替え方式の商品を増やす ④環境への負荷が少ない商品を開発する 【流通・販売業者】 ①環境にやさしい商品の販売を促進する ②消費者、メーカーが協力し、簡易包装で過剰包装を抑制する ③レジ袋の有料化の促進により買い物袋の持参を奨励する ④顧客に対して省資源・ごみ減量に向けた取り組みをPRする	①国等への要望を通じて、製造業者や流通、販売業者に販売方法の改善を要望する ②市民、事業者の意識啓発に取り組む ③ごみ、環境に関する情報を発信、PRする ④環境教育、環境学習を推進する

(2) 事業所から排出されるごみの発生抑制

市民	事業者	市
①商品を選択して購入する。 ②商品の製造企業に対する企業評価を行う	①排出者責任の自覚 ②ごみをできる限りつぐらない、出さない事業活動の工夫、実践 ③環境問題、ごみ問題に関する社内研修等社員教育の実施 ④食品リサイクル法の推進 ⑤資源ごみは事業者でリサイクル業者へ排出する	①事業所に対してごみの減量の指導 ②ごみ搬入に対する管理 ③使い捨て商品はできる限り買わない ④環境負荷の少ない商品やグリーン商品を率先して購入する ⑤率先して行うことが望まれる施策の実行

第3節 ごみを再使用するための方策

市民	事業者	市
①フリーマーケット、バザー等への積極的参加 ②物を大切に使い、修理できるものは修理して使う ③消費者協会等が行うリサイクル活動への積極的参加 ④粗大ごみリサイクル品販売会の積極的活用	①修理サービスを充実する ②流通手法の見直し(規格びんの利用推進等)	①粗大ごみリサイクル品販売会を充実する ②消費者協会等が行うリサイクル活動への積極的支援

第4節 ごみを再資源化するための方策

市民	事業者	市
①分別収集への取り組みと分別マナーの徹底 ②生ごみ処理容器等の利用(生ごみ処理機やコンポスト容器など) ③店頭回収への積極的参加 ④地域集団回収への積極的参加	【製造業者】 ①分別がしやすいような材料表示をする ②消費者にリサイクルを促す表示を行う ③容器包装、家電品等の回収拡大、リサイクルの推進 ④再生原料の積極的な活用 【流通・販売業者】 ①家電品等の回収の推進 ②容器包装、牛乳パック等の店頭回収の推進と拡大 ③生ごみの堆肥化等リサイクルの実施 ④古紙など資源化できるものは回収業者に出す ⑤再生品の積極的な利用	①市民、事業者のリサイクル活動への支援 ②容器包装ごみの分別収集 ③公共施設での生ごみ、紙ごみ、容器包装ごみリサイクルに関する率先行動 ④個人情報の保護のため、公共施設での紙ごみ拠点回収の推進 ⑤リターナブルびん [※] 回収の推進 ⑥公共施設での再生品利用の促進 ⑦再生品利用のPR ⑧リサイクル関連法の施行に伴う分別収集の見直し

※：リターナブルびん：再使用可能なびん

第5節 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり

市民	事業者	市
①環境保全や資源循環に関する 学習活動への積極的な参加 ②事業者、行政との積極的対話	①市民、行政との積極的対話	①市民、事業者との積極的対話 ②市民、事業者との対話の場づく り

